

## 第 4 章

# ごみ処理基本計画

---



## 第1節 ごみ処理の目標

### 1. 基本理念

本計画におけるごみ処理の基本理念は以下のとおりとする。

**市民・事業者・行政 みんなで構築する循環型社会**

### 2. 基本方針

ごみ処理における本市の基本方針は、既定計画を継承し以下のとおりとする。

#### ■ 環境教育の推進

環境問題に対する市民の意識向上を図り、ごみ問題に積極的に取り組んでいただくよう、生涯学習の一環として、環境学習を推進する。

#### ■ 3Rの推進

3R運動(リデュース：発生抑制, リユース：再使用, リサイクル：再生利用)を推進することで、処理処分量を最小化する。

#### ■ 適正処理の推進

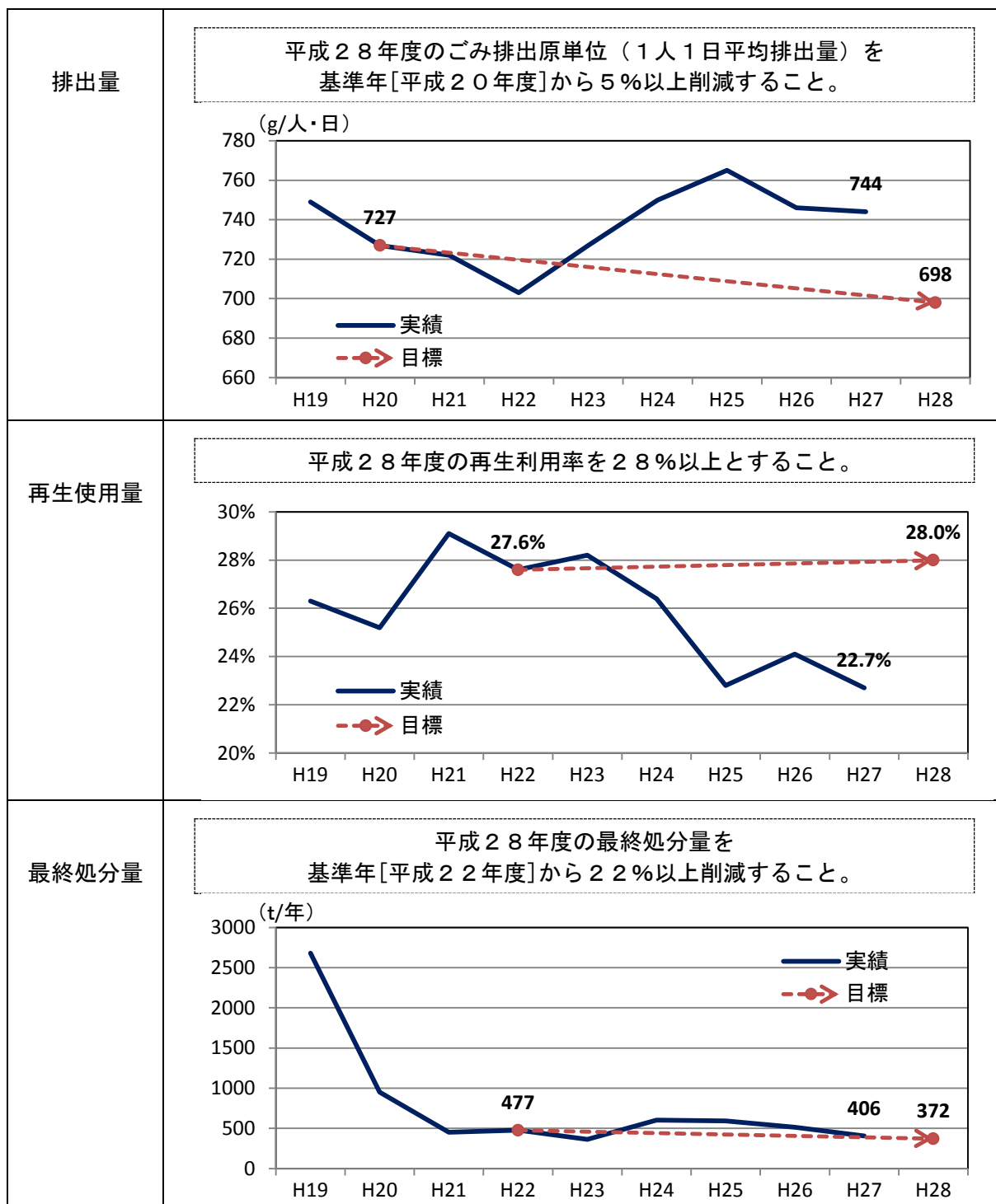
環境負荷の少ない適正処理を推進するとともに、災害廃棄物や在宅医療系廃棄物の処理体制の構築を図る。

### 3. 既定計画における目標値とその進捗

既定計画では、排出量、再生利用量、最終処分量について図表4-1-1に示すとおり目標値を設定し、それに対する実績の推移はグラフに示すとおりである。

最終処分量においては概ね目標を達成する見込みと言えるが、一方で、排出量（ごみ排出原単位）は平成23年度以降上振れ、再生使用量（リサイクル率）は平成24年度以降下振れしており、目標値の達成は困難な状況にある。

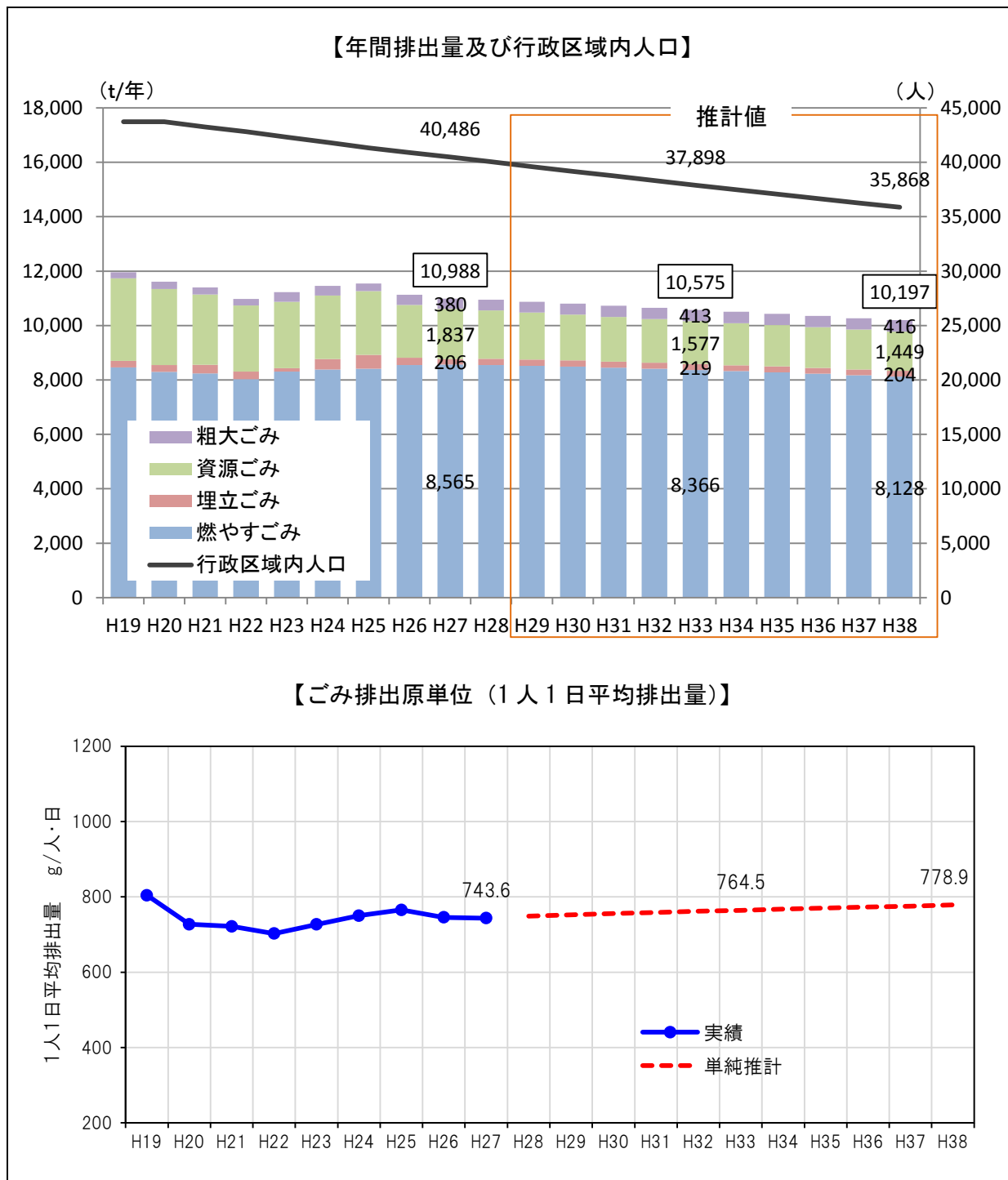
図表 4-1-1 既定計画の数値目標と実績値の比較



#### 4. ごみの将来見込み量

現状の排出状況を前提にごみの将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）、ごみ排出原単位は微増するものの、人口の減少に伴って年間排出量は減少していくものと予測される。

図表 4-1-2 ごみ及び行政区域内人口の将来見込み（単純推計）



## 5. 目標値の設定

### 5-1 目標値の設定方針

本市のごみ排出原単位は全国平均及び島根県平均を大きく下回っており、これまでのごみ発生抑制・減量の取組の効果が現れていると考えられる。国や島根県など上位計画においては、ごみ排出量を大きく削減する目標となっており、本市の現状に当てはめると非常に厳しい目標設定と言える。一方で、本市のごみ排出原単位は近年増加する傾向にあることもうかがえている。

以上の状況を踏まえ、本計画における目標値の設定は、上位計画に一定の配慮をしつつ本市の現状を踏まえたうえで、「ごみ排出削減」と「分別徹底による資源物増加」の2つの視点から、数値目標年度にて達成することを前提に設定するものとした。

計画目標年度における目標値は、5年後を目途とした本計画改定の際に、進捗状況を検証したうえで必要に応じて見直すものとする。

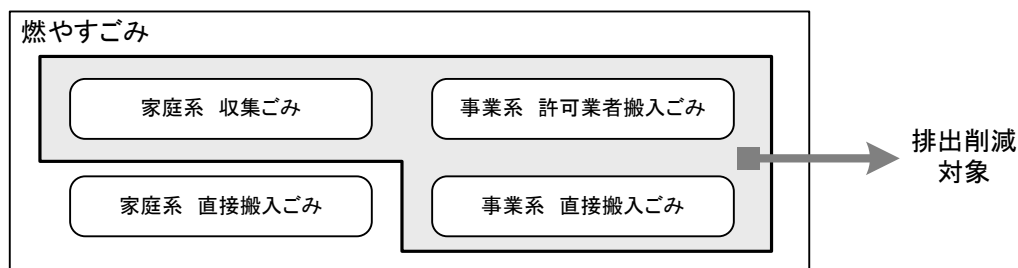
### 5-2 目標値

#### (1) 排出削減目標

##### 削減対象

本市管内で排出されるごみのうち、燃やすごみ（可燃ごみ）はごみ排出量全体の約80%を占めており、ごみの大部分を占めている。また、近年増加傾向となっているのは主に燃やすごみであることから、排出削減の対象は燃やすごみとする。

なお、燃やすごみの排出形態のうち、家庭から清瀬クリーンセンターへの直接搬入されるごみは量がわずかであるため、具体的には家庭系の収集ごみ、事業系の許可搬入ごみ及び直接搬入ごみに排出削減目標を設定する。



##### 目標量

排出削減の目標量は次のとおりとする。

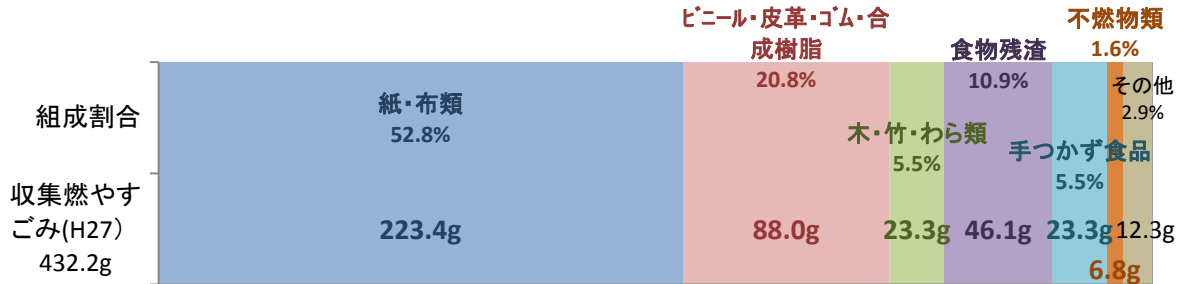
図表 4-1-3 排出削減の目標量

	【現 状】 平成 27 年度	【数値目標年度】 平成 33 年度	【計画目標年度】 平成 38 年度
家庭系収集ごみ (1人1日平均排出量)	423.2 グラム	400.0 グラム	(386.8 グラム)
事業系許可業者搬入ごみ (1日平均排出量)	4.84 トン	4.25 トン	(3.98 トン)
事業系直接搬入ごみ (1日平均排出量)	1.27 トン	1.15 トン	(1.08 トン)

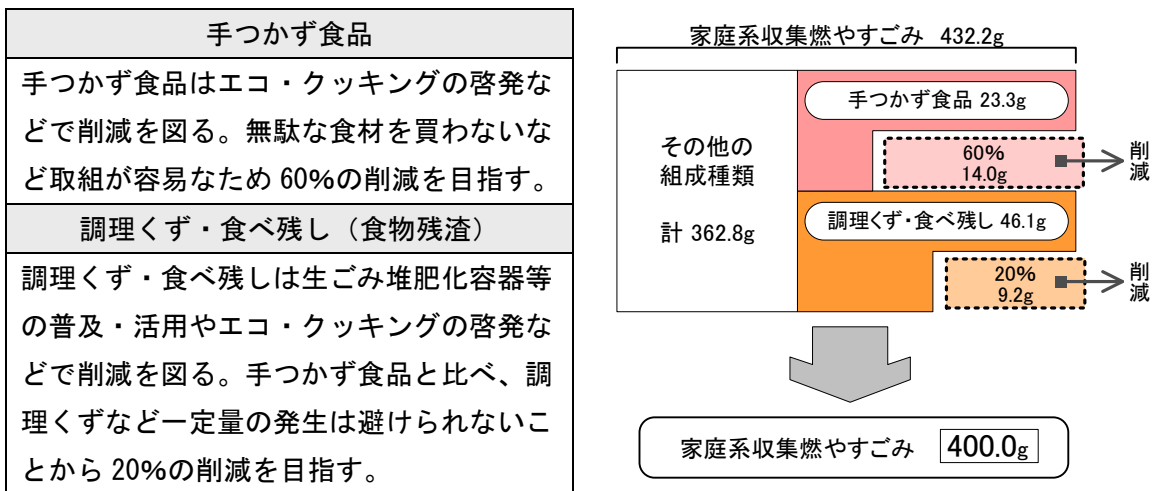
排出削減の目標量設定

■家庭系収集燃やすごみ

家庭系収集燃やすごみについては、生ごみ（ちゅう芥類）を対象として削減を図るものとする。具体的には「手つかず食品」と「調理くず・食べ残し」を対象とし、それぞれに目標量を設定する。燃やすごみに含まれている生ごみの量は、燃やすごみの組成調査結果平成 26～27 年度平均（P17 図表 3-2-3 参照）を前提とすると次のとおりである。

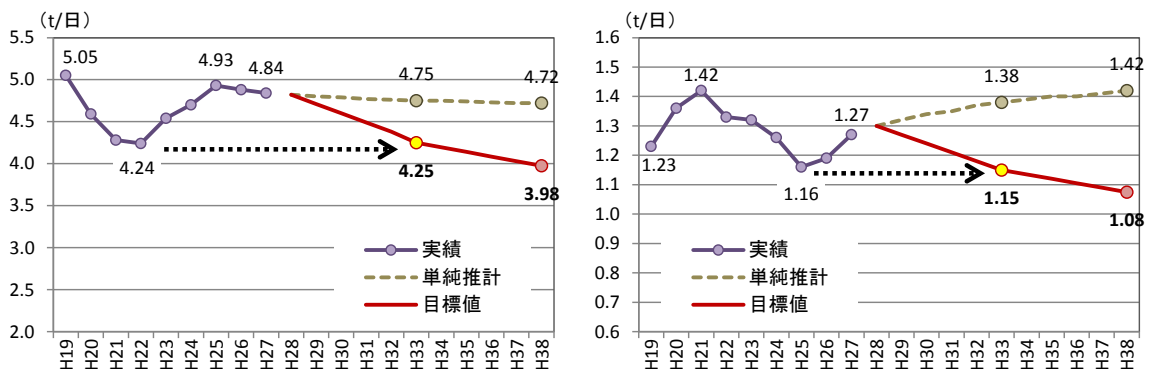


燃やすごみ中の手つかず食品、調理くず・食べ残しの量に、それぞれ目標とする削減率を乗じることで目標量を算定する。



■事業系許可業者搬入燃やすごみ・自己搬入燃やすごみ

事業系燃やすごみについては、1日平均排出量の実績をみると、許可業者搬入ごみは平成 22 年度、自己搬入ごみは平成 25 年度を下限としてそれを境に増加に転じている。排出削減の目標量は、それぞれ排出量が下限となった実績の量程度とする。



(2) 分別徹底による資源物増加

分別対象

家庭から排出される燃やすごみの中には、生ごみの他に紙類、木、布類、革、プラスチック、ゴムなど様々なものが含まれている。この中には、資源ごみとして排出できるものも一定量含まれている。そこで、家庭系収集燃やすごみに排出されているごみのうち、紙類（古紙・その他の紙類）及びプラスチック類を対象として分別の徹底を推進し、燃やすごみではなく資源ごみへ排出することに目標を設定する。



目標量

分別徹底による資源物増加（資源ごみの増加）の目標量は次のとおりとする。

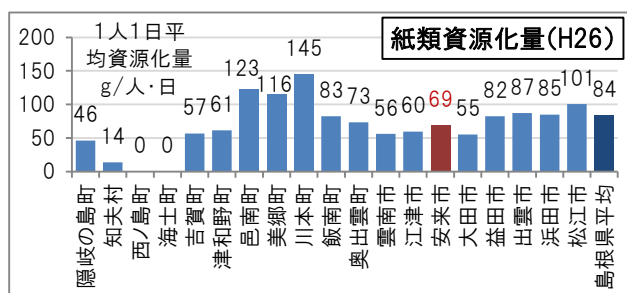
図表 4-1-4 分別徹底による資源物増加の目標量

	【数値目標年度】 平成 33 年度	【計画目標年度】 平成 38 年度
紙類（古紙・その他の紙類） （1人1日平均排出量）	+15.0 グラム	(+22.5 グラム)
プラスチック （1人1日平均排出量）	+5.0 グラム	(+7.5 グラム)

分別徹底による資源物増加の目標量設定

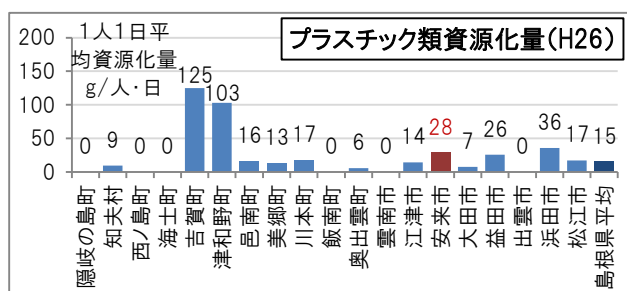
■紙類（古紙・その他の紙類）

本市の紙類資源化量は、島根県内の市部の中では少ない方であり、島根県平均も下回っている。資源化量の多い市部（80g/人・日以上）の平均は 89g となるが、古紙類は新聞雑誌の発行部数減少等により、今後大きな増加を見込むことは難しいため、島根県平均程度まで増加（+15.0g/人・日）するよう分別の徹底を目指す。



■プラスチック

本市のプラスチックの資源化量は、島根県内の自治体の中では比較的多い方である。一方で、本市よりも資源化量の多い自治体も複数存在することから、プラスチックの資源化量が 5g 増加するよう分別の徹底を目指す。





### 5-3 数値目標のまとめ

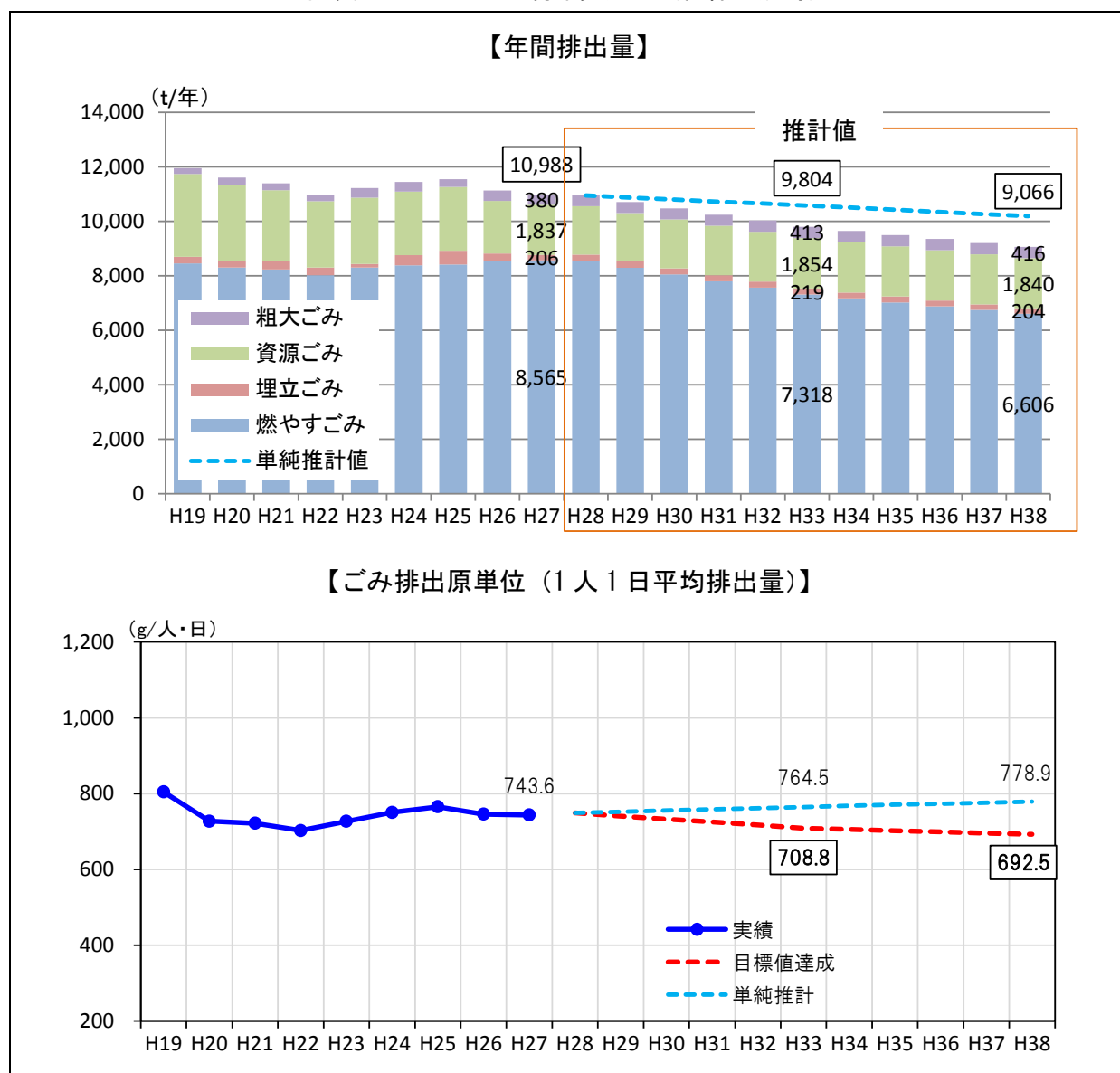
本計画における数値目標は、排出抑制、リサイクル、最終処分について、以下のとおりとする。

本計画の数値目標年度（平成33年度）において、排出抑制目標はごみ排出原単位：709グラム、再生利用目標はリサイクル率：25.5%、最終処分目標は最終処分量：394トンを目指すものとする。

図表 4-1-5 本計画の数値目標

	指標	現 状 平成 27 年度	数値目標年度 平成 33 年度	計画目標年度 平成 38 年度
排出抑制	ごみ排出原単位	744 グラム	709 グラム	(693 グラム)
再生利用	リサイクル率	22.7%	25.5%	(27.1%)
最終処分	最終処分量	406 トン	394 トン	(377 トン)

図表 4-1-6 ごみの将来見込み（目標達成時）



## 第2節 ごみ処理の主体

本市管内から排出されるごみについて、排出から処理・処分に至る工程ごとの主体について明確化する。

### ■排出段階

排出段階におけるごみ発生抑制、再資源化については、ごみの排出者である市民・事業者が主体として行うものとする。適正処理の観点からもごみの発生抑制を推進する必要があることから、本市は排出者の取組に必要となる支援等を行い、協働してごみの発生抑制を行うものとする。

### ■収集・運搬

排出から収集段階までは市民との接点ともなるため、家庭系ごみについては現状どおり本市が主体となって行うものとする。

事業系ごみについては、原則として事業者が主体となり、自らの責任により行うものとする。

### ■処理・処分

ごみの中間処理及び最終処分は、本市（本市が処理を委託する民間業者も含む）が主体となって行うものとする。

ただし、本市が取り扱わないとしている処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

排出者	排出抑制	収集運搬	中間処理	最終処分	再資源化	
					排出段階	処理段階
【家庭系ごみ】 市民	市民	本市	本市	本市	市民	本市
【事業系ごみ】 事業者	事業者	事業者 (本市)	事業者 本市	事業者 本市	事業者	事業者 本市

※委託処理の場合も本市の処理主体として含む。

### 第3節 排出抑制・3Rの推進計画

数値目標を達成するため、優先的に取り組むべきはごみの発生・排出抑制である。また、3Rによる資源循環の推進も循環型社会の構築には欠かせないものである。

排出抑制・3Rの推進には、市民や事業者のごみ問題等への正しい理解や環境意識の向上といった人づくりが重要となる。さらに、市民や事業者が主体的に排出抑制・3Rの取組を実践することが必要である。

本市においては、市民、事業者、行政が協働して排出抑制・3Rの推進に取り組むこととして、以下に示す施策を重点的に展開していくものとする。

#### 排出抑制・3Rの推進に関する施策の体系

1. 環境教育の推進 (市民・事業者に対する広報・啓発活動)	施策1 環境意識向上のための啓発	
	施策2 環境学習プログラム等の活用	
	施策3 環境家計簿活用の推進	
	施策4 タウンミーティングの開催	
	施策5 表彰制度の導入	
	施策6 出前講座の推進	
	施策7 ごみ処理施設の見学受入	
	施策8 環境美化の推進	
	施策9 グリーンコンシューマーの育成	
	施策10 環境イベントを通じた啓発	
	施策11 3Rについての啓発	
2. 3Rの推進	Reduce (リデュース) 発生抑制	施策12 リユース食器の普及・啓発の推進
	Reuse (リユース) 再使用	施策13 レジ袋の削減・マイバッグ持参の推進
		施策14 簡易包装の推進
		施策15 食品ロス削減の推進
		施策16 学校給食の生ごみ減量化・資源化
		施策17 生ごみ堆肥化の推進
		施策18 長期使用に対する取組支援
		施策19 エコ・マネー制度の推進
		施策20 排出事業者への抑制指導強化
	Recycle (リサイクル) 再生利用	施策21 フリーマーケット開催への支援
		施策22 公共施設でのデポジット商品の販売促進
		施策23 店頭回収の推進
		施策24 しまねエコショップ認定制度の推進
		施策25 分別に関する説明会の開催
		施策26 グリーン購入の実践・促進
		施策27 新たなリサイクルの検討
		施策28 焼却灰の有効利用促進
		施策29 不燃物残渣の有効利用検討

## 1. 環境教育の推進（市民・事業者に対する広報・啓発活動）

### ◆ 施策1 環境意識向上のための啓発

学校においては、社会科・理科・家庭科・総合的な学習の時間などでの環境学習により、子供の頃から環境に対する意識の向上を図っている。また、地域の自治会や公民館活動では、住民を対象とした環境学習、実践活動が行われている。

これらの環境保全活動、勉強会等において、環境関連の啓発資料の提供・貸出や情報提供などの支援を行う。また、専門的な知識や経験談が必要な場合には（しまね環境アドバイザー制度を活用した）講師の斡旋などの支援も行う。

各主体の役割	【市民】 地域での勉強会、環境をテーマにした催しへ積極的に参加する。また、環境アドバイザー等を活用する。
	【行政】 地域での勉強会、環境関連の地域での取組事例等の情報を提供し、環境意識の向上を図る。

### ◆ 施策2 環境学習プログラム等の活用

学校教育などにおける教材として、島根県における「島根県環境学習プログラム」、「学校版エコライフチャレンジしまね」や、環境省が後援する「こどもエコクラブ」など様々な教材・プログラムが存在する。環境学習の際に、教材としてこれら既存のプログラム等の活用を推進する。

各主体の役割	【市民】 「こどもエコクラブ」など、子供を中心とした環境保全に関する活動に積極的に参加する。
	【行政】 幼児から中学生を対象に島根県が策定した「環境学習プログラム」を活用するとともに、こどもエコクラブ等地域活動での活用を推進する。

### ◆ 施策3 環境家計簿活用の推進

環境家計簿をつけることで、消費者自らが環境についての意識を持ち、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことが期待できる。これによって、市民の環境問題に対する意識向上、併せてごみ問題に対する意識向上を図ることができるため、市民に環境家計簿の活用を呼びかけるなど推進を行う。

※環境家計簿とは、特に決まった形式は無いが、毎月使用する電気、ガス、ガソリン、燃えるごみの量などに二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を出す係数を掛けてその家庭でのCO<sub>2</sub>排出量を計算する形式のものが多い。

各主体の役割	【市民】 環境家計簿を活用し、生活行動の点検、見直しを継続的に行いながら環境やごみ問題についての意識を持つ。
	【行政】 各家庭で環境家計簿を活用するよう呼びかける。

#### ◆ 施策4 タウンミーティングの開催

ごみの排出者かつ排出抑制・3Rの取組の主体である市民及び事業者と行政との意見・情報交換の場としてタウンミーティングを開催する。タウンミーティングにおいて、それぞれの立場からごみ排出抑制・3R等に関する課題点、不明点などを確認、解消する。

各主体の役割	【市民】【事業者】 市民または事業者は、積極的にタウンミーティングに参加し、意見・情報の交換を行う。
	【行政】 市民・事業者との意見・情報交換の場としてタウンミーティングを開催する。市民・事業者から得られた課題、情報等については、本市の施策にフィードバックする。

#### ◆ 施策5 表彰制度の導入

ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組む市民または事業者を表彰し、公表を行うことで、新たにごみの減量やリサイクル活動に取り組む意欲を啓発する。

各主体の役割	【市民】【事業者】 表彰されるように意欲的にごみの減量やリサイクル活動に取り組む。
	【行政】 ごみの減量化活動やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる市民または事業者に対して、表彰を行うとともに、広く公表する。

#### ◆ 施策6 出前講座の推進

市民及び事業者の環境意識の向上を図るため、本市では平成28年度に『安来市のごみ量とその行方』『環境教室～地球温暖化について考えてみよう～』の2つの出前講座を実施した。これらの講座では申込者の希望に沿った柔軟な内容を提供している。今後も出前講座を継続して行う。

各主体の役割	【市民】【事業者】 環境学習の教材として出前講座を活用する。
	【行政】 学校向け、社会人向けに環境・ごみ問題に関する出前講座を実施する。

◆ 施策7 ごみ処理施設の見学受入

自らが出したごみの行方や処理状況、ごみの分別の重要性などを理解してもらうことを目的に、市民や事業者からなる団体を対象に、本市のごみ処理施設への見学を受け入れる。

各主体の役割	【市民】【事業者】 環境学習の教材としてごみ処理施設の見学を活用する。
	【行政】 学校学習、市民及び事業者からのごみ処理施設見学を受け入れる。

◆ 施策8 環境美化の推進

環境活動に取り組む市民団体等との連携強化及び協働体制の整備を行うとともに、地域清掃やポイ捨て防止キャンペーン等、地域の環境美化活動を支援する。

各主体の役割	【市民】 地域清掃、環境美化活動に積極的に参加する。
	【行政】 地域清掃支援やポイ捨て防止キャンペーン等の取組を推進する。

◆ 施策9 グリーンコンシューマーの育成

商品の購入や材料の調達において、リサイクル製品など環境負荷ができるだけ小さいものが優先的に選ばれ、グリーン調達、グリーン購入が積極的に行われるように、環境に配慮した製品の紹介や勉強会等を実施し、自然環境保全意識の高い消費者の育成を行う。


※グリーンコンシューマーとは  
商品を購入する際、できるだけ環境に配慮した製品を選ぶことで社会を変えていこうとする消費者。  
一例として、地産地消は、遠距離輸送する際にかかる大量の燃料・エネルギーを削減することができ、CO<sub>2</sub>の排出を抑制することができることから、グリーン購入といえる。

各主体の役割	【市民】 勉強会に参加し、環境に配慮した製品についての知識を得る。地産地消商品を購入する。
	【事業者】 環境報告書を作成する。環境マネジメントシステムを導入する。地産地消商品を販売する。
	【行政】 勉強会等の実施により、自然環境保全意識の高い消費者の育成を図り、グリーン調達の促進を図る。

◆ 施策10 環境イベントを通じた啓発

ごみや地球温暖化、水環境など様々な環境問題に対する総合的な学習の場として、参加体験型のイベントを実施し、市民及び事業者の環境意識の啓発を行う。

本市では毎年9月に様々なテーマのもと、『やすぎ環境フェア』を開催している。

<p>『やすぎ環境フェア』の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内小学生による環境学習発表</li> <li>・ レジ袋販売収益金贈呈式</li> <li>・ 環境イラストコンテスト表彰式</li> <li>・ 環境〇×クイズ</li> <li>・ フリーマーケット</li> <li>・ 事業者等の環境関連コンテンツの出展</li> <li>・ 地元食材、リユース食器を使った食の出店</li> <li>・ 体験工作</li> <li>・ 講演会 など</li> </ul>	
---	--

各主体の役割	<p>【市民】</p> <p>環境イベントに積極的に参加し、体験を通じてごみ問題や3Rについて学習する。</p>
	<p>【事業者】</p> <p>環境イベントへ協賛したり、コンテンツを出展するなどイベントの開催を支援する。</p>
	<p>【行政】</p> <p>参加者に分かりやすく魅力のあるイベント内容とし、参加者が増えるよう開催情報などの広報を行う。</p>

◆ 施策11 3Rについての啓発

3Rというキーワードについて、その意味や取組の意義、重要性などについて、パンフレット、冊子、ポスター、ホームページなど様々な媒体を通じて広く市民及び事業者にも周知し、自ら積極的に取り組んでもらえるよう啓発を行う。

各主体の役割	<p>【市民】</p> <p>パンフレット、冊子、ポスター等を活用し、3Rに関する情報を得る。</p>
	<p>【行政】</p> <p>3Rに関して、パンフレット、冊子、ポスター等の作成・配布による啓発活動を強化する。</p>

## 2. 3 Rの推進

### 2-1 Reduce（リデュース）：発生抑制

国においては、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）を平成12年6月に制定した。循環基本法において廃棄物の処理に関しては、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されている。

#### ◆ 施策12 リユース食器の普及・啓発の推進

イベント等で使用する食器を、使い捨ての食器から繰り返し使えるリユース食器への利用促進を図り、市民への意識啓発を図るとともに、ごみの減量化を推進する。

各主体の役割	【市民】【事業者】 イベント等で積極的にリユース食器を利用するとともに、リユース食器の利用に協力し、ごみの減量化を図る。
	【行政】 行政が主体となって開催するイベント等で積極的にリユース食器を利用するとともに、その他のイベント等での利用促進を図る。

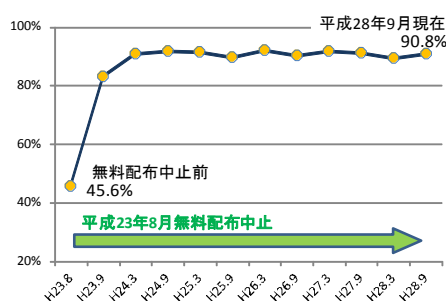
#### ◆ 施策13 レジ袋の削減・マイバッグ持参の推進

本市では、「ごみの減量化」「資源節約」「温室効果ガスの削減」を目的に、協定を結んだ事業者の本市内店舗（平成28年度末現在：市内17事業者21店舗）にて平成23年9月からレジ袋の無料配布を取り止めており、レジ袋の有料販売で得た収益金については、地域の団体等に寄付するものとしている。

引き続き、販売店等の事業者と市民との協力を図りながらレジ袋無料配布中止を継続し、協力店舗の拡大及び市民と事業者の取組促進を図る。

各主体の役割	【市民】 買物の際はマイバックを持参し、レジ袋は断る。
	【事業者】 レジ袋の無料配布を中止し、顧客にマイバックの持参を呼び掛ける。
	【行政】 レジ袋無料配布の中止を推進する。

マイバッグ持参率の推移





◆ 施策 14 簡易包装の推進

ごみの減量に非常に効果的である商品の簡易包装化を推進する。この推進には販売店など事業者の協力が不可欠であるため、量り売りやばら売りなど簡易包装実施の呼びかけや協力を得られる事業者の募集などを行う。また、市民に対しては、量り売り、ばら売り商品を優先的に購入するよう啓発を行う。

各主体の役割	【市民】 詰め替え商品を購入する。量り売り、ばら売り商品を購入する。
	【事業者】 量り売り、バラ売りを導入する。
	【行政】 市民・事業者に対して、簡易包装化を呼びかける。

◆ 施策 15 食品ロス削減の推進

近年、食品の無駄な廃棄が増え、ごみ処理や資源循環の観点からも社会問題となっていることから、事業者に対して食品ロス削減の協力を呼びかけるほか、市民に対して食べ残し削減やエコ・クッキングに取り組むよう啓発を行う。また、エコ・クッキングの具体的な取組事例等を紹介する。

各主体の役割	【市民】 食べきれないほどの食材を買わない、食べきれないほどの料理を作らない、残った食材はべつの料理に使うなど、エコ・クッキングを実践する。 外食時の注文の際には、料理の量を事前に確認したり、小盛メニューの利用、食べられない物があれば予め抜いてもらうなど、食べ残しが出ないよう心がける。
	【事業者】 飲食店ではハーフサイズや小盛などのメニュー、持ち帰り可能なメニューを設定する。 小売店では食材を使い切るレシピの提案や、野菜のばら売りなどを行う。
	【行政】 食べ残しや未利用食品の廃棄が発生しないよう、ライフスタイルの見直しを促す。

◆ 施策 16 学校給食の生ごみ減量化・資源化

本市内の中学校等に給食を配食している給食センター「ハッピークック」において、発生する調理くずと給食残飯を、ハッピークック内に整備した生ごみ堆肥化装置にて減量化する。

減量化した後の堆肥は、民間業者に引き渡して肥料とし、各中学校の花壇等で使用する。


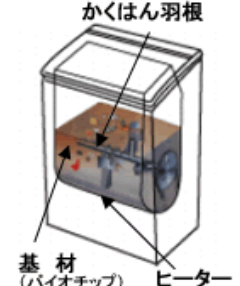
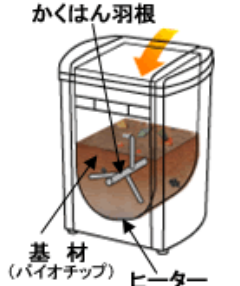
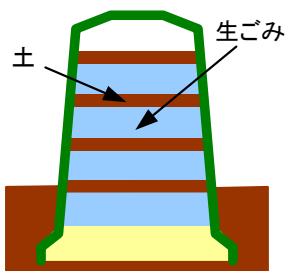
各主体の役割	【市民】 給食を残さず食べ、生ごみを出さないよう心がける。
	【行政】 堆肥化装置の適正な維持管理と肥料の利用先確保に努める。

◆ 施策 17 生ごみ堆肥化の推進

本市では、家庭から出る生ごみの堆肥化容器を購入する世帯に対し、補助金を交付する制度を設けている。補助制度は平成29年度まで継続し、その後は生ごみ堆肥化容器等の正しい使い方や堆肥の利用方法といった活用方法を広報するなど、生ごみ堆肥化容器等の普及啓発と継続利用を推進する。

各主体の役割	【市民】 生ごみ堆肥化容器を積極的に活用し、生ごみの減量に努める。
	【行政】 市民が生ごみ堆肥化容器等を購入する際に、購入費用の一部補助を行う（平成29年度まで）。また、市民に生ごみ堆肥化容器等の活用方法などについてPRする。

◇生ごみ処理機等の種類（日本電気工業会HP等より）

乾燥式	バイオ式	ハイブリッド式	生ごみ堆肥化容器 (コンポスト、ボカシ)
ヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を物理的に蒸発させて乾燥し減量・減容させる	基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させる。 微生物の働きで生ごみを水と炭酸ガスに分解し、減量・減容させる。	送風乾燥して生ごみの表面の水分をゆっくりと除去し、微生物が働きやすい水分を維持する。 その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。	筒状のプラスチック容器などを庭に埋め込んで生ごみを入れ、電気を使わず微生物の働きで生ごみを分解、減量・減容させる。
			

◆ 施策 18 長期使用に対する取組支援

使用製品を長期使用できる環境づくりのため、市内の修理店舗の情報を広く市民に提供したり、壊れてしまった物の新たな活用方法等の情報提供を行う。

各主体の役割	【市民】【事業者】 修理のきく物は、修理して使うなど、長期使用に努める。
	【行政】 使用製品を長期間使用できるよう、市内の修理店等の情報を提供したり、活用法を指導する取組を促進する。

◆ 施策 19 エコ・マネー制度の推進

レジ袋の拒否、トレイ等の持参により得られるポイントを集め、特典が得られるエコ・マネー制度の導入を推進する。

エコ・マネー制度の導入によって、市民はごみの減量やリサイクル活動に対しインセンティブを得ることができ、3Rの取組が意欲的に行われることが期待できるが、これを推進するためには、販売店など事業者の協力が不可欠である。そのため、エコ・マネー制度導入への呼びかけや協力を得られる事業者の募集などを行う。また、市民に対しては、エコ・マネー制度導入店舗を周知とエコ・マネー制度利用の呼びかけを行う。

各主体の役割	【市民】 エコ・マネー制度導入店舗を積極的に活用する。
	【事業者】 エコ・マネー制度を導入する。
	【行政】 エコ・マネー制度導入への協力を事業者に呼びかけるとともに、市民に対してエコ・マネー制度の周知と利用を推進する。

◆ 施策 20 排出事業者への抑制指導強化

一定規模以上のごみを排出する事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任やごみ減量等に関する計画書の作成・届出など求めたりするなど、ごみの排出抑制を指導し、事業系ごみの削減を図る。

各主体の役割	【事業者】 ワンベスト運動の実施など、目標を定めてごみの排出抑制に努める。 ※ワンベスト運動とは、A4・B5判1枚に必要事項を要約し無駄な紙の抑制を図ること。
	【行政】 排出事業者への抑制指導を強化する。

## 2-2 Reuse（リユース）：再使用

Reuse（リユース）：再使用は、循環基本法において2番目に重要とされている取組である。

市民または事業者に対し、発生してしまった不用品の再使用方法等の情報提供を行い、再使用を啓発する。

### ◆ 施策21 フリーマーケット開催への支援

フリーマーケットは不用品の再利用に非常に有効な手段であることから、フリーマーケットが企画される場合は、開催場所の提供や開催情報の広報を行うなど、開催に向けた支援を行う。

各主体の役割	【市民】 フリーマーケットを活用する。
	【事業者】 フリーマーケットの開催企画や開催場所の提供を行う。
	【行政】 フリーマーケットへの支援として、場所の提供、広報等による市民への情報提供等を行う。

### ◆ 施策22 公共施設でのデポジット商品の販売促進

公共施設で商品販売を行う場合は、できる限りデポジット制度を利用したリターナブルビン等の再利用可能商品の販売を推進する。

また、市民に対してはリターナブルビン等やビンの回収について周知を図るとともに、事業者に対しても市民へリターナブルビン等についての情報提供などを行うよう協力を依頼する。

各主体の役割	【市民】 リターナブルビン等を利用した飲料などを購入した際は、容器の回収に協力する。
	【事業者】 デポジット制度による再利用可能商品の取り扱いをするとともに、市民に対して制度等についての情報提供を行う。
	【行政】 公共施設での商品の販売は、リターナブルビン等の再利用可能商品の販売を促進する。 市民に対してリターナブルビン等の回収について周知を図る。

## 2-3 Recycle (リサイクル) : 再生利用

Recycle (リサイクル) : 再生利用は、循環基本法において3番目に重要とされている取組である。再生利用するためには、ごみの中から資源化できるものを選別する必要があるため、排出段階での、市民または事業者の分別の徹底が必要不可欠である。

市民または事業者に対し、再生利用を行うための分別徹底を啓発する。

### ◆ 施策23 店頭回収の推進

2006年の容器包装リサイクル法改正の際には、多様な回収ルートが確保されるよう店頭回収や集団回収を促進すべきとの指針が示されており、販売店等で実施されている食品トレイや牛乳パックなどの店頭回収を推進する。

事業者に対しては店頭回収の開始や実施店舗、回収品目の拡大などについて協力を依頼する。市民に対しては、店頭回収への協力を呼びかける。

各主体の役割	【市民】 店頭回収に協力する。
	【事業者】 店頭回収を実施する。
	【行政】 販売店等への店頭回収への協力を呼びかける。 販売店での店頭回収事業について、市民に協力を呼びかける。

### ◆ 施策24 しまねエコショップ認定制度の推進

島根県が行っている「しまねエコショップ認定制度」の存在を事業者に対して啓蒙するとともに、活用を要請する。また、市民に対してエコショップ認定店舗の優先利用を啓発する。



※エコショップとは、「余分な包装をしない」「使った容器を回収する」「再生商品の販売」等5項目のうち3項目以上を積極的に取り組む店舗を県が認定する制度です。  
5項目のうち4項目以上を満たすと、ゴールドエコショップとして認定されます。

各主体の役割	【市民】 しまねエコショップ認定事業者を優先的に利用する。
	【事業者】 しまねエコショップ認定制度を活用する。
	【行政】 販売店に対して、しまねエコショップ認定制度の存在を啓蒙するとともに、活用を要請する。

#### ◆ 施策 25 分別に関する説明会の開催

ごみのリサイクルには、適正な分別排出が不可欠である。また、異物の混入により処理施設でトラブルが発生するなど、リサイクルに限らず適正処理の観点からも分別ルールの遵守は重要である。そのため、市民または事業者に対し、分別の目的、方法等について地区単位で説明会を実施し、分別排出・分別ルール遵守の徹底を啓発する。

各主体の役割	【市民】【事業者】 説明会に参加し、正しい理解のもと分別ルールを守ってごみの分別排出に努める。
	【行政】 分別排出が徹底されるよう、分別の目的、方法等について地区単位で説明会を実施する。

#### ◆ 施策 26 グリーン購入の実践・促進

リサイクルが促進に繋がるように、市民または事業者に対しグリーン購入・調達への啓発に努めるとともに、庁内で使用する事務用品などの調達について、本市が率先してグリーン購入の実践に努める。

各主体の役割	【市民】【事業者】 グリーン購入・調達を実践する。
	【行政】 市民、事業者へのグリーン購入・調達の啓発を進めるにあたって、庁内で使用する事務用品等について再生商品の率先利用に努める。

#### ◆ 施策 27 新たなリサイクルの検討

これまでリサイクルを行ってきた品目とは別に、新たなリサイクルについて検討を行う。具体的には、事業所から排出される生ごみを対象に、堆肥としてのリサイクルの可能性について施設整備を含めて検討していくものとする。また、その他のリサイクルの可能性についても検討していくものとする。

各主体の役割	【市民】 新たなリサイクルが始まった際には、分別排出やリサイクル品の利用などに協力する。
	【行政】 生ごみの堆肥化等について実施可能性を検討する。

◆ 施策 28 焼却灰の有効利用促進

ごみの焼却処理の結果発生する焼却灰は、セメント原料や路盤材としてリサイクルすることで最終処分量の削減とリサイクルの推進に大きく貢献することができる。現状において、本市管内から排出される燃やすごみは民間業者に処理を委託しているが、委託先の処理施設ではセメント原料化等により資源化を行っている。焼却灰については、引き続き委託処理することをもってリサイクルを継続するものとする。

各主体の役割	【市民】 処理施設の安定稼働のため、燃やすごみに異物を混ぜないように分別を徹底する。
	【行政】 焼却処理により発生する焼却灰を、セメント原料や路盤材等としてリサイクルする。

◆ 施策 29 不燃物残渣の有効利用検討

焼却灰同様に、中間処理後の不燃物残渣についても有効活用を検討する。

各主体の役割	【市民】 処理施設の安定稼働や有効利用物の品質のため、ごみに異物を混ぜないように分別を徹底する。
	【行政】 中間処理残渣の有効活用を検討する。

## 第4節 分別収集計画

### 1. 分別収集の基本方針

本市のごみ分別収集における基本方針は、以下のとおりとする。

分別収集によりマテリアルリサイクルと適正処理の推進を図る

### 2. 分別収集の区分

本市の現状の分別区分は16種分別としており、容器包装廃棄物の分別収集は全て実施している。また、古紙類、金属類、衣類、板ガラスなどリサイクルを前提とした分別区分を設定しているほか、水銀使用製品である蛍光管や体温計・温度計等も別途分別区分を設定している。

分別区分については、引き続き現状の16種分別を維持していくものとする。

図表 4-4-1 ごみ分別収集の区分（家庭系）

ごみ分別区分	対象品目例	
燃やすごみ	生ごみ、皮革・繊維類、リサイクルできない紙類、草・木、その他	
資源ごみ	その他の紙類	雑がみ
	缶類（飲料用）	スチール缶、アルミ缶
	金属類	刃物類、金属が多く含まれる物、金属とプラスチックの混合物、電気製品類、刃物類、電池類（乾電池、充電式電池、ボタン電池）
	ペットボトル	飲料用ボトル
	プラスチック類	プラマークがある物、プラスチックだけでできている物
	ビン類（飲食用）	飲食用ビン
	新聞・新聞チラシ	新聞紙、新聞紙と一緒に届いた折込チラシ
	書籍・雑誌・冊子	書籍・雑誌・冊子
	ダンボール	ダンボール
	牛乳パック	紙パック
	衣類	衣類
	蛍光管・体温計	蛍光管・電球、体温計（水銀使用の体温計、温度計、湿度計、血圧計）
	板ガラス	板ガラス
埋立ごみ	陶器・ガラス製品、その他	
粗大ごみ	粗大ごみ	



### 3. その他分別収集の検討項目

#### (1) 小型家電

国においては、循環型社会形成の推進を目的として、平成24年8月3日に「使用済小型電子機器再資源化促進法」（以下「小型家電リサイクル法」という。）を成立させ、平成25年4月に施行している。

小型家電リサイクル法は、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などを対象（家電4品目は対象外）とし、先行的に取り組みられているシステムを活かし、それが安定的・継続的に行われるよう制度的に担保することを狙いとしている。そのため、リサイクル料金を消費者から徴収せず、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫して、それぞれの実情に合わせた形で参加するといった「促進型」の制度となっている。

本市の分別区分では、小型家電は「金属類」でその他の金属類と一緒に分別収集されており、小型家電だけの分別収集はしていないが、他自治体の先行事例における小型家電の回収方法としては、分別収集以外にもボックス回収（拠点回収）、ピックアップ回収など地域の実情に合わせて様々な方法が導入されている。

本市において、小型家電は一部を民間業者に引き渡しているが、現時点では認定事業者は県外事業者（中国地方では広島県、岡山県）のみである。法に基づく引き渡し（再資源化）は行っていない。なお、今後については、現在小型家電回収の認定事業者において島根県が登録されているため、処理方法を含めて検討を行うものとする。

#### (2) ボタン電池及び乾電池

今後施行される「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（以下「水銀汚染防止法」）に基づき、水銀の使用用途等が制限されることから、水銀使用製品の多くがごみとして排出されることが予想されている。国においても「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン（平成27年12月）」を策定、公表しており、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計を主な対象として水銀使用廃製品の適正回収を推進している。

水銀汚染防止法では、第17条において「市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と市町村の責務を規定している。

本市の分別区分では、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計は「蛍光管・体温計」の分別区分で既に分別回収している。

ボタン電池は「金属類」の分別区分で乾電池や小型家電、その他の金属類と一緒に分別収集して単独での分別収集はせず、処理施設で手選別をしたうえで資源化業者に引き渡している。ボタン電池については、業界団体による自主回収対象になっており、市町村の分別収集以外にも回収ルートが存在するため、ごみとしての排出状況を踏まえながら必要に応じて分別収集を検討するものとする。

また、乾電池についても、古い乾電池や海外製の乾電池にも水銀が使用された製品が存在しており、水銀が使用されていない乾電池との区別が難しいことから、水銀の使用、不使用にかかわらずできるだけ「乾電池」という区分でまとめて分別回収することが望ましいとされている。そのため、ボタン電池と併せて検討を行うものとする。

## 第5節 収集運搬計画

### 1. 収集区域の範囲

計画収集区域は、引き続き本市行政区域の全域とする。

### 2. 収集運搬体制

本市では、家庭系ごみは全て委託業者による収集運搬としている。燃やすごみについては、清瀬クリーンセンターの積替え施設で大型車両に積み替えた後に民間業者の施設へ運搬し、委託による処理を行っているが、大型車両による中継運搬についても委託している。

収集運搬体制については、分別区分ごとの収集頻度等も含め、今後も現状の体制を継続するものとする。

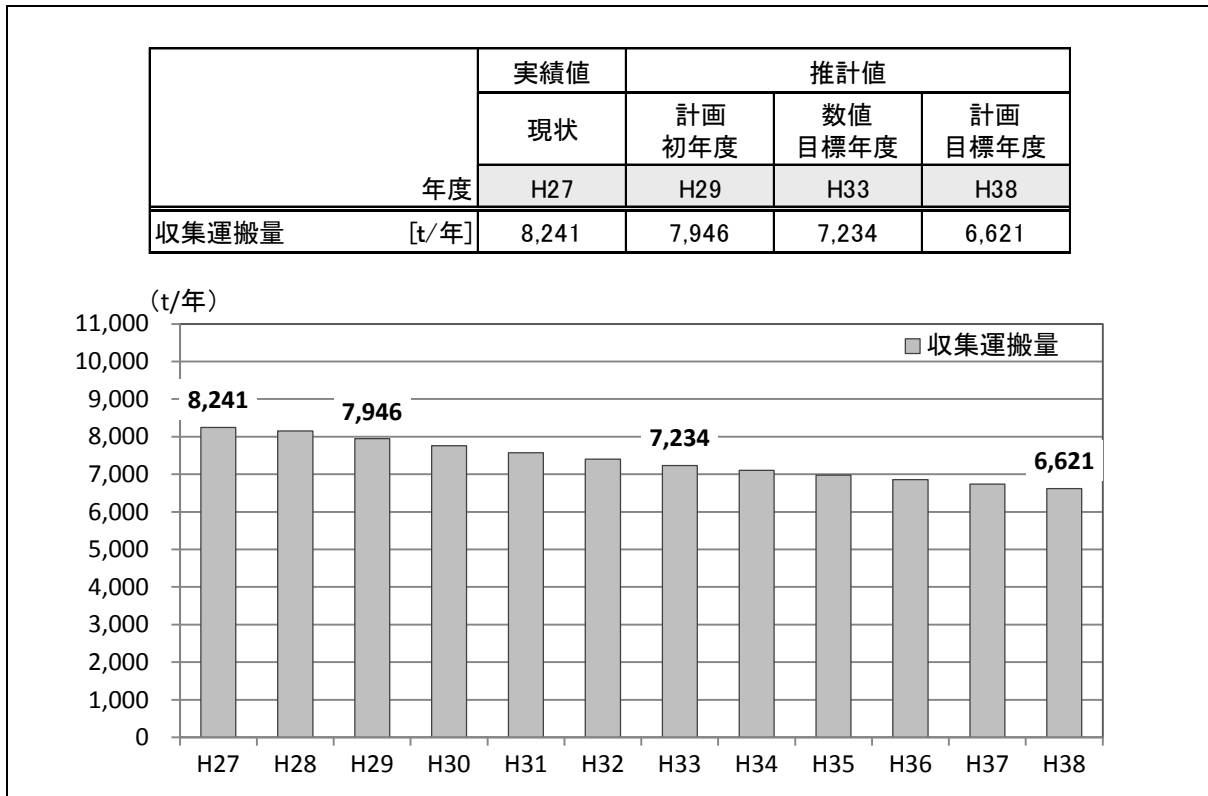
図表 4-5-1 ごみ分別区分ごとの収集頻度等（家庭系）

ごみ分別区分		指定袋等	収集頻度	曜日等		収集運搬 形態
				A地区	B地区	
燃やすごみ		指定袋（黄）	週2回	月木	火金	委託
資源 ごみ	プラスチック類	指定袋（無色）	週1回	水		委託
	その他の紙類		月2回	第1・3水	第2・4水	委託
	ダンボール		月1回	第3火	第1木	委託
	缶類（飲料用）	指定袋（無色）		第1火	第3木	
	ビン類（飲食用）	指定袋（無色）				
	ペットボトル	指定袋（無色）		第2火	第4木	委託
	新聞・チラシ			第4火	第2木	委託
	金属類	指定袋（無色）				
	書籍・雑誌・冊子					
	牛乳パック					
	衣類		随時 （リサイクルステーション）			委託
	蛍光管・体温計					
板ガラス						
埋立ごみ	指定袋（無色）	月1回	第2火	第4木	委託	
粗大ごみ	収集券の貼付	申込制戸別収集 （1世帯年2回/1回3個まで）			委託	

### 3. 収集運搬の量

収集運搬量の見込みは図表 4-5-2 に示すとおりである。

図表 4-5-2 収集運搬量の見込み量



#### 4. 収集運搬に関する施策

##### 収集運搬に関する施策の体系

- ..... 施策 1 ごみ集積場における鳥獣対策
- ..... 施策 2 ふれあい収集事業
- ..... 施策 3 廃棄物集積場設置整備費補助事業
- ..... 施策 4 インターネットを活用した粗大ごみ回収申込受付
- ..... 施策 5 一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可方針
- ..... 施策 6 ごみ処理有料化の検討

##### ◆ 施策 1 ごみ集積場における鳥獣対策

燃やすごみの収集については、犬、猫、カラス等の鳥獣による集積場の散乱が懸念される。ごみ収集はできるだけ早期に完了するよう努めるものとする。また、自治会等と連携し、ごみの時間外排出の抑制やネット等を用いた対策の実施などについても強化を図るものとする。

各主体の役割	【市民】 夜間からの排出や収集後の排出は行わない。
	【行政】 ごみ収集は早急に行い、集積場にごみが堆積する時間をできる限り短くする。

◆ 施策2 ふれあい収集事業

介護が必要な高齢者や身体障がい者など、ごみ出しが困難な市民にとって集積場によるごみの収集は負担が大きい方式である。また今後は、高齢化の進行等によりこうした市民の増加が予想されるため、ごみ出しが困難な市民への支援制度の整備に努める。

各主体の役割	【市民】 ごみ出しが困難な市民に対しては、地域住民で相互に協力しごみ出しに協力する。
	【行政】 介護が必要な市民や障害を持つ市民、高齢者のごみ出しへの支援方法について調査する。

◆ 施策3 廃棄物集積場設置整備費補助事業

家庭から排出される廃棄物を各自治会で適正に管理し、分別収集によるごみの再資源化の促進と収集業務の円滑化及び環境美化を図ることを目的として、地区内でごみ集積場を設置または整備する場合、その経費の1/2を補助する制度を設けている。

補助金の交付要件は次のとおりとしており、今後も制度を継続する。

廃棄物集積場設置整備補助金の交付要件	
①	自治会内で原則として隣接する5世帯以上の集合体ごとに1施設
②	ごみの収集車の通行及び積載作業が容易にできる場所に設置され、ごみ収集作業の効率化に資するもの
③	構造が屋根付きで、かつ、網などにより周囲が囲まれているもので、その1辺が開閉になっており、耐久性があるもの
④	設置費用の合計額が1万円以上のもの
※交付限度額は、最高15万円として集積場を利用する世帯数により変動する。	

各主体の役割	【市民】 環境美化および収集作業の効率化に資するため、集積場の適切な維持管理に努める。
	【行政】 ごみ収集の効率化や環境美化の推進のため、今後も制度を維持する。

◆ 施策4 インターネットを活用した粗大ごみ回収申込受付

市民の利便性を考慮し、粗大ごみの回収申込についてはホームページから申込を受け付けている。引き続きインターネットを利用した申込受付制度を継続する。

#### ◆ 施策5 一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可方針

一般廃棄物処理業（収集運搬業）に関する許可は、ごみの排出状況と現状における収集運搬許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものである。今後も本計画をもって、引き続きごみの減量化に取り組んでいくため、一般廃棄物処理業（収集運搬業）に関する許可については、原則として現状を維持し新たな許可は行わないものとする。

ただし、個別の事情により、再資源化を目的とした一般廃棄物や本市において処理することが困難な一般廃棄物が発生する場合には、一定の基準に基づき、収集運搬できる品目を限定した許可に限って、その可否を決定する。同様に、一般廃棄物の処理業に関することについてもその可否を検討することとする。

#### ◆ 施策6 ごみ処理有料化の検討

本市が、燃やすごみ、資源ごみの一部品目、埋立ごみの排出に導入している指定袋制では、袋の料金はごみ処理費用の一部を料金に含んでいる。

今後は、市民のごみ処理に対する意識向上やごみ減量効果など経済性を含めたごみ処理手数料の改定について検討の可否を行っていくものとする。

## 第6節 中間処理計画

### 1. 中間処理体制

#### (1) 可燃ごみ処理

燃やすごみについては、平成18年度までは本市が管理している清瀬クリーンセンターにおいて焼却処理を行っていたが、平成19年度以降は、清瀬クリーンセンターでの処理は老朽化対策費用がかさむことから、費用対効果の検証を経たうえで広域化処理の条件整備までの暫定措置として民間業者への委託による処理を選択している。委託処理の開始にあたって、清瀬クリーンセンターに積替え施設を整備し、委託先の処理施設までは大型車による運搬を行っている。

今後の可燃ごみ処理の検討を進めるにあたり、可燃ごみの適正処理は、安全で安定的な運営が何よりも重要であり、慎重に進めていく必要があることから、引き続き、市民の利益を最優先に考え、処理経費及び長期的な安定処理の観点から、調査・検討を行うものとする。

#### (2) 資源ごみ・粗大ごみ処理

資源ごみ及び粗大ごみについては、高尾クリーンセンターにて粗大ごみ及び金属類の破碎選別処理及びビン類の選別処理、広瀬一般廃棄物最終処分場（前処理施設）にて缶類の選別圧縮処理を行っている。これらの施設はいずれも建設から20年以上経過しており、効率的な施設運用の観点からは、耐用年数や立地を考慮したうえで集約化することが望ましいと考えられる。

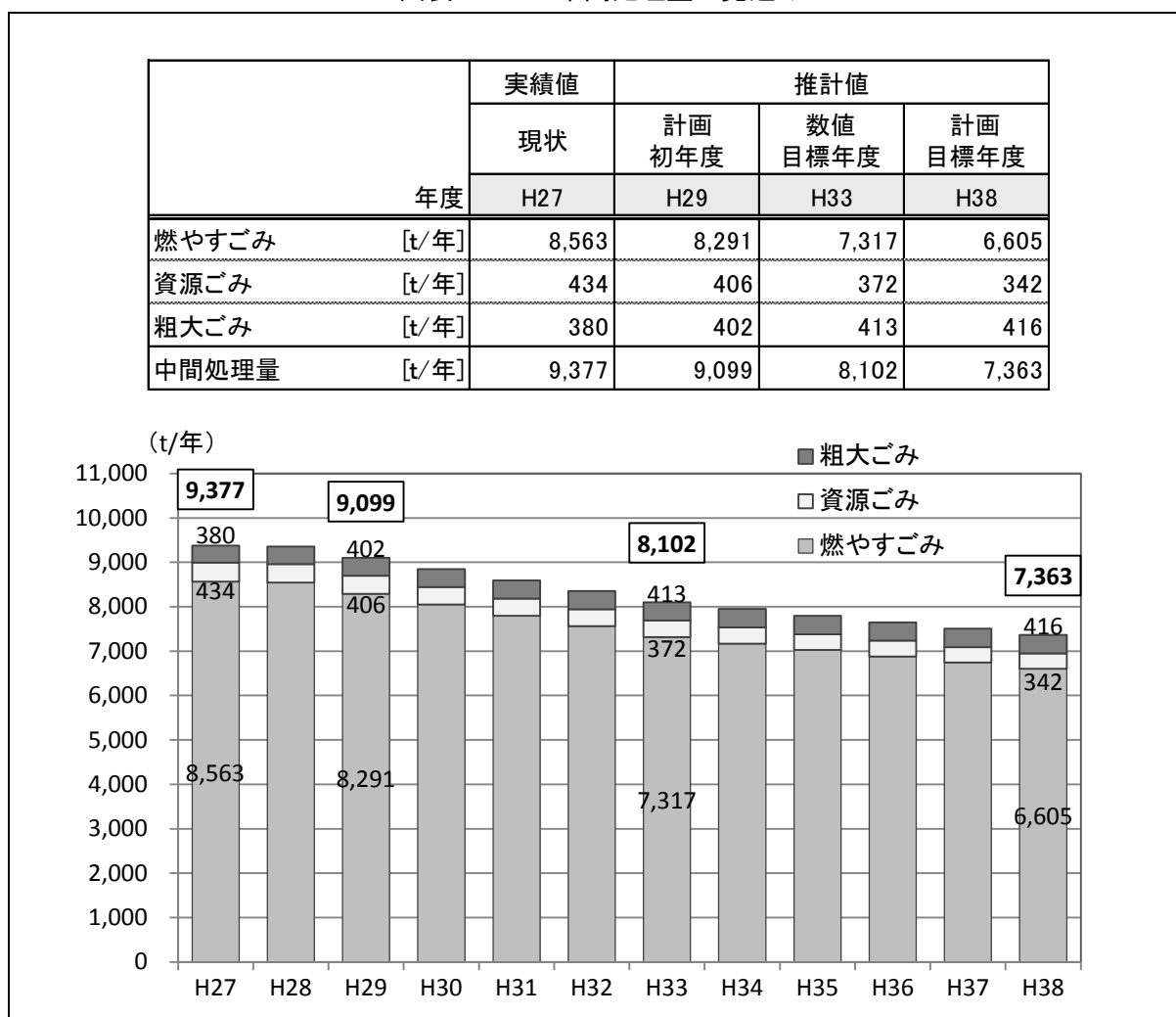
一方で、資源ごみ・粗大ごみの中間処理を行っている施設に伯太一般廃棄物最終処分場を加えた3つの施設では、一部のごみを除き市民のごみ直接搬入の受入施設となっているほか、一部の資源ごみについて資源化業者に引き渡しを行うまでの保管施設として稼働している。

施設集約によって維持管理の面では効率化が図れると考えられるが、市民の利便性が損なわれること等を考慮し、資源ごみ・粗大ごみの処理体制は、引き続き現状の体制を維持するものとする。

## 2. 中間処理の量

中間処理量の見込みは図表4-6-1に示すとおりである。

図表4-6-1 中間処理量の見込み



## 3. 中間処理に関する施策

### 中間処理に関する施策の体系

施策1 燃やすごみの委託処理

施策2 伯太ストックヤードの活用

施策3 処理施設の適正管理

施策4 新たなリサイクルのための施設整備検討

◆ 施策1 燃やすごみの委託処理

燃やすごみは、現在、民間業者への委託によって焼却処理し、衛生的に減容化を図るとともに処理残渣となる主灰や飛灰についてはセメント原料等として再資源化している。

引き続き、民間業者への委託による処理を行い、減容化、再資源化を図っていくものとする。

各 役 主 割 体 の	【行政】 適正な処理、資源化が行われるように委託業者の受入基準を遵守する。
----------------------------	--

◆ 施策2 伯太ストックヤードの活用

広瀬一般廃棄物最終処分場は残余容量が少なくなっており、埋立完了の時期が近づいている。埋立完了によって、広瀬一般廃棄物最終処分場では埋立処分を行うことができなくなり、不燃ごみ等の直接持込やその他のごみも含めた受入体制等に見直しが必要となる。

これを受け、広瀬一般廃棄物最終処分場の機能の一部移転措置として、伯太一般廃棄物最終処分場にストックヤードを整備し、埋立物や資源物の保管において活用を図るものとする。

なお、ストックヤードの整備は約90m<sup>2</sup>の規模で平成29年度に行う計画としている。

各 役 主 割 体 の	【行政】 ストックヤードの活用が効率的に実施できる運用体制とする。
----------------------------	--------------------------------------

◆ 施策3 処理施設の適正管理

粗大ごみや缶類、ビン類などの資源ごみは処理施設で破碎や選別、圧縮などの処理をしたうえで資源物の回収等を行っている。

安定した資源物の回収を行うため異物が混入しないよう分別徹底の推進に努めるとともに、施設での設備トラブル等を防ぐため計画的な施設の保守管理を行う。また、燃やすごみについても、委託先の処理施設において安定した処理が行えるように、異物の混入をできるだけ減らし、分別徹底の推進に努めるものとする。

各 主 体 の 役 割	【市民】 処理施設の安定稼働や有効利用物の品質のため、ごみに異物を混ぜないように分別を徹底する。
	【行政】 施設の適正管理及び分別徹底の推進に努める



◆ 施策4 新たなリサイクルのための施設整備検討

本市では、古紙類、缶類、ビン類、金属類、容器包装プラスチック、ペットボトル、衣類のほか、古紙類以外のざつ紙類や容器包装プラスチック以外のプラスチック、板ガラスなど様々なごみを資源物として回収している。

現状においても多くのリサイクルに取り組んでいるが、今後、資源循環をより一層推進するため、新たなリサイクルとして、生ごみなどを対象としたリサイクルの実施について検討する。

生ごみ
生ごみは燃やすごみ中の15%程度を占めている。生ごみは水分を多く含むごみであり、水分は焼却処理において余分なエネルギーを必要とする要因となる。一方で、分別して堆肥化することで、ごみ排出量削減、焼却効率の向上、堆肥としての活用が可能である。

## 第7節 最終処分計画

### 1. 最終処分体制

本市が管理・運営している最終処分場は、広瀬一般廃棄物最終処分場、伯太一般廃棄物最終処分場、クリーンセンター穂日島の3施設である。クリーンセンター穂日島には現在ごみの搬入は行っておらず、また、伯太一般廃棄物最終処分場は直接搬入された不燃ごみなど一部のごみの埋立に止まっており、現状における主な最終処分施設は広瀬一般廃棄物最終処分場である。

最終処分場は容量に限りのある施設であり、新たな施設整備にも時間を要するため、長く使っていく必要がある一方で、埋立完了後の跡地利用も期待できる施設である。また、広大な最終処分場は維持管理に労力や費用を要するため、埋立が完了しないまま3つの最終処分場を長期間に渡り維持管理することは非効率的な体制であると言える。

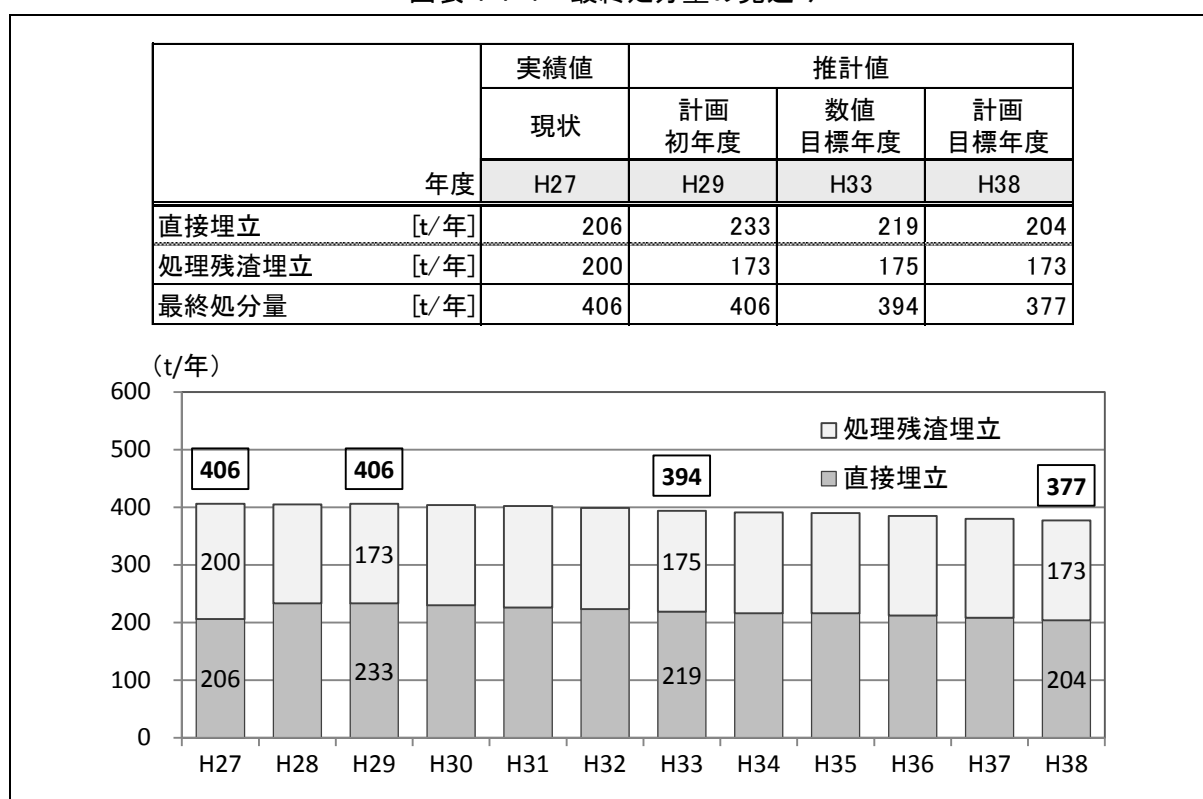
広瀬一般廃棄物最終処分場は3施設の中では最も規模が小さいことから、維持管理の観点からも優先的に埋立を完了させる施設とし、今後の最終処分体制としては現状の広瀬一般廃棄物最終処分場への集中的な埋立を継続する。また、広瀬一般廃棄物最終処分場の埋立完了後は、次に施設規模の小さい伯太一般廃棄物最終処分場を優先的に埋め立てるものとする。

### 2. 最終処分量

最終処分量の見込みは図表4-7-1に示すとおりである。

これまでの取組によって本市管内から排出されたごみの最終処分量は大きく削減されており、今後は横ばいで推移する見込みである。

図表 4-7-1 最終処分量の見込み



### 3. 最終処分に関する施策

#### 最終処分に関する施策の体系

施策 1 埋立対象物の削減

施策 2 最終処分場の適正管理

##### ◆ 施策 1 埋立対象物の削減

本市では16種分別の導入及び燃やすごみ委託処理業者による焼却残渣の資源化（セメント原料化等）により、最終処分場への埋立対象量を大きく削減している。

しかしながら、最終処分場の容量は有限であり、有効に使用していく必要があることから、引き続き燃やすごみの委託処理による資源化を行うとともに、ごみの排出抑制や分別徹底、リサイクルの啓発に努め、埋立対象物の最小化を推進していくものとする。

各主体の役割	【市民】【事業者】 積極的なごみの減量や分別徹底を行い、最終処分場の延命化に協力する。
	【行政】 市民、事業者の処分場延命化に対する意識啓発・協力を推進するため、最終処分場の役割や現状などについて情報発信する。

##### ◆ 施策 2 最終処分場の適正管理

最終処分場は廃棄物処理法に基づいた適正な維持管理が必要であり、埋立終了後も浸出水や埋立物の状態が廃棄物処理法に基づく廃止基準に適合するまで維持管理が必要となる。

よって、引き続き、廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるものとする。

各主体の役割	【行政】 廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、施設周辺地域の環境保全に努める。
--------	---

## 第8節 その他の計画及び施策

### その他の計画及び施策の体系

1. 適正処理に関する施策	施策1 不法投棄対策
	施策2 在宅医療廃棄物対策
	施策3 周辺環境のモニタリング結果等の公表
	施策4 水銀使用製品の適正排出の啓発
2. その他の施策	施策5 災害廃棄物対策
	施策6 ボランティア清掃ごみ回収支援
	施策7 地球温暖化防止対策
	施策8 廃棄物処理施設整備基金

#### 1. 適正処理に関する施策

##### ◆ 施策1 不法投棄対策

不法投棄は、環境美化や有害物質の拡散防止の側面からも防止することが重要である。不法投棄に対しては、配布用の啓発看板を作成して市民や自治会に活用してもらうほか、市民を主体とした日常的な監視パトロールを実施するなど、市民と連携した「ごみを投棄しにくい環境作り」を進める。また、本市においても、監視カメラや防止看板の設置、パンフレットの配付による啓発を行う。

各主体の役割	【市民】【事業者】 ごみは分別ルールに従い決められた場所に排出し、ポイ捨て・不法投棄をしない。 また、不法投棄を発見した場合は、本市や警察に通報する。
	【行政】 監視パトロールの実施や監視カメラの設置、通報体制の整備等、監視体制を強化するとともに、警察等の地域に根ざした諸団体と連携した監視体制の仕組みづくりについても検討を行う。

## ◆ 施策2 在宅医療廃棄物対策

高齢化社会の進行に伴って、近年では国においても在宅医療の推進が行われ、一般家庭からも医療廃棄物が発生する状況が生まれている。在宅医療廃棄物の中には注射針など危険なごみも含まれており、他の自治体では注射針がごみ分別作業者に刺さる事故の事例もあるなど、適正な処理が必要とされている。

本市では、在宅医療廃棄物の取り扱いは次のとおりとする。また、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど適正処理を推進する。

### ①注射針等鋭利なもの及び血液が付着したもの

感染の危険があることから、医療機関等を通じて専門業者による回収・処理とする。

### ②上記以外のもの（鋭利でないもの、非感染性のもの）

一般廃棄物として本市が処理を行う。

各 主 体 の 役 割	【市民】 安全上特に問題のある在宅医療廃棄物は、医療機関を通じて専門業者に引き渡す。
	【事業者】 医療機関や薬局等の医療関係事業者は、医療処置を行う市民に対し、安全かつ適切に廃棄物の排出を行うことができるように必要な情報提供や指導を行う。
	【行政】 市民が在宅医療廃棄物について適切な処理を行えるように、情報提供・意識啓発を行う。

## ◆ 施策3 周辺環境のモニタリング結果等の公表

本市の一般廃棄物処理施設維持管理状況については、本市HPより閲覧が可能である。また、維持管理記録簿は毎月更新している。今後も継続し、広く市民に公表する。

## ◆ 施策4 水銀使用製品の適正排出の啓発

水俣病で知られる水銀汚染は、我が国にとどまらず途上国においても大きな問題となっていることを背景に、国連環境計画（UNEP）では国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書を制定するため「水銀に関する水俣条約」（Minamata Convention on Mercury）が合意された。

我が国においても、水銀に関する水俣条約を締結したことを受け、水銀汚染防止法が公布され、これに合わせて、廃棄物処理法や大気汚染防止法も順次改正されることとなっている。

水銀汚染防止法では、市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定しており、本市においても対応が必要となる。

主要な水銀使用製品としては、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計が挙げられているが、本市においてこれらは基本的に資源ごみとして主にステーション収集している。しかし

ながら、ごみ排出時に破損があった場合は水銀の飛散へと繋がる。また、市民等が使用もせず廃棄もせずに保持されているもの（退蔵品）の存在が想定される。さらに、水銀使用製品が可燃ごみに混入してしまうことで、焼却施設の排ガスから水銀が飛散することとなる。

従って、分別の徹底と排出時の取扱の周知徹底を推進するとともに、法規制について住民周知を図り、退蔵品等の適正な回収を行うことが必要である。

各主体の役割	【市民】 タンスや倉庫に眠る退蔵品を改めて確認し、燃やすごみや埋立ごみに混入することがないように適切に分別排出する。
	【行政】 法規制について周知を図り、家庭や事業所の退蔵品が適切に分別排出されるよう啓発を行う。

#### ◇水銀使用製品(使用せずに保持しているもの(退蔵品)も含む)の分別

品目	概要	分別区分
電池	・ボタン電池は、アルカリボタン電池など無水銀化されているが、空気亜鉛電池はほぼすべて水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄に対する回収、さらに退蔵品の回収が必要	資源ごみ(金属類)として分別収集している。
蛍光管	・蛍光管1本あたり6mgの水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄に対し、確実な回収を進めることが必要	
水銀体温計	・1本あたり約1.2g程度の水銀が使用され、蛍光管約200本分に相当する。 ⇒家庭における退蔵品の回収を進めることが必要	
水銀温度計	・1本あたり約3.7g程度の水銀が使用され、蛍光管約620本分に相当する。 ⇒農業者における退蔵品の回収を進めることが必要	
水銀血圧計	・1台あたり約48gの金属水銀が使用され、蛍光管約8,000本分に相当する ⇒主に医療系であるが、家庭での使用も懸念され、退蔵品の回収が必要	

資料:環境省「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン(H27.12)

## 2. その他の施策

### ◆ 施策5 災害廃棄物対策

災害時に発生する一般廃棄物は、大量にかつ多種・多様にわたることが多いため、環境衛生上できるだけ速やかな回収が必要である。また、状況に応じて県、近隣市町、関係業者へも応援依頼が必要となるため、関係機関との連携体制を構築していくことが必要となる。

本市においては、平成28年5月に「安来市地域防災計画」を策定しており、災害発生時にはその計画に基づいてごみの処理体制を構築するものとする。

各主体の役割	【市民】【事業者】 災害時はごみの速やかな回収のため本市等が行う収集運搬や適正処理に協力する。
	【行政】 災害廃棄物を安全かつ迅速に収集し、処理するための体制を構築する。

#### ◆ 施策6 ボランティア清掃ごみ回収支援

市内の環境美化のため、市民団体や自治会等で道路や河川など公共の場所をボランティアで清掃した場合に、集めたごみの回収支援を行う。

各主体の役割	【市民】 市民団体や自治会等が行うボランティア清掃に積極的に参加する。
	【行政】 市民のボランティア清掃ごみの回収を行う。また、ボランティア清掃が実施しやすいよう回収支援について周知を図る。

#### ◆ 施策7 地球温暖化防止対策

ごみ処理施設の稼働や収集運搬車両の運行など、廃棄物処理分野においても燃料や電力の使用に起因して温室効果ガスが排出されている。

持続可能な社会を構築していくうえでは、ごみ処理を行う過程においても何らかの対策を講じていく必要がある。そのため、以下に示す施策の実施等を通じ、地球温暖化の防止を推進していくものとする。

##### ①マイバッグ持参・レジ袋削減

原料が石油製品であるレジ袋を削減することで、石油消費量の削減が可能であるため、マイバッグ持参運動を推進する。

##### ②生ごみの減量・水切り

燃やすごみの水分が多い場合、施設での処理時に水分蒸発のために助燃剤が必要になる。そのため、生ごみの水切りや、堆肥化等による燃やすごみへの混入量低減などを推進する。

#### ◆ 施策8 廃棄物処理施設整備基金

廃棄物処理施設の建設、改修及び解体費用に充てるため、基金の積み立てを行うものとする。本市では条例（平成21年12月22日 条例第34号）により安来市廃棄物処理施設整備基金を設置している。